

## 三月蜂起とアンラージェ

— 複線軌道の立体的交叉 —

岡 本 明

【要約】 本稿は一七九三年三月上旬にパリで勃発した反ジロندان蜂起の企てをとり扱ったものである。この事件は「連盟兵」と結合したサン・キュロットの運動を底流とし、いわゆる「アンラージェ」の積極的な荷担が看取されるうえに、行動目標、行動形態のあらゆる面で脱ジャコバンの性格をもっている。結果的には、サン・キュロットの総体をつかむことができずに挫折したとはいえ、ジロンド派の軍事処理にたいするジャコバン、パリ・セクシヨンの攻勢はこれ以後、日まじに強まりついに五月三十一・六月二日の革命を生みだすのであり、本事件はそれへの序曲と考えられる。筆者はパリ留学中に蒐集した国立古文書館、警視庁史料室などの所蔵史料をもちいてこの事件の全貌を明かにし、ジャコバンの対応とアンラージェの動向、パリ・セクシヨンに示されるサン・キュロット運動内部の問題を考察するなかから、一七九二〜九三年において革命の軌道がいかなる様態を示しているかを明らかにしたい。

史林 五六巻三号 一九七三年五月

### 序 章

事件は三月九日未明に勃発した。午前二時、サン・トノレ街のジャコバン・クラブの会場を借りて「祖国防衛者の監視委員会」となる連盟兵の集会がもたれ、パリのすべてのセクシヨンに蜂起行動を展開すべく合流せよ、との檄がはなされた。<sup>①</sup> この檄文には議長・書記各一名に続いて、ジャコバン協会のメンバーで連盟兵協会でもあるガルニエ・ローネイ、ペリエラールら三名の連盟兵、もしくははその加盟者の署名がみられる。<sup>②</sup> この檄文はサン・ジャック街にのぞむパ

ンテオン・フランセ区で朗読されたのち同区の決議によって国民公会の保安委員会にとどけられた。<sup>⑧</sup>

同じ日の午後、五十名ほどの武装者の一隊がセルパント街にあるコンドルセの『パリ通信』とティクトンヌ街のゴルザスの『八三県通信』の両印刷所を襲い、印刷機を破壊し新聞を破壊した。さらに夜になって、法務兼内務大臣のガラーは檄に応じたと思われる連盟兵の雑踏を耳にしている。かれらは、ジャコバン・クラブに整列入場しようとしていたヴァンデー出陣まえのアール・オ・ブレ区の義勇兵によびかけてこれを巻きこみ、「ジャコバン・クラブから走り出てきたデュボア・クランセの制止を聞かずに」チュイルリー宮前をよこぎりセーヌ左岸にあるコルドリエ・クラブにむけ練り歩いていったという。<sup>⑨</sup>

舞台はかくしてコルドリエ・クラブに移ったが、さきの防衛者監視委員会の檄をうけて警砲を市中に鳴らすこと、市門を閉ざすこと、それに国民公会に席をしめる容疑者に復讐の鉄槌をくだすことが提案された。<sup>⑩</sup>ジャン・ヴァレルが友愛協会代表の資格で発言したのもここであり、かれは「ベルギーの明けわたしは国民公会をまひさせようとする不忠な叛徒のしわざである……今日この危機にのぞんで穩健主義は時宜をえず、共和国の蘇生のためにも最も神聖な義務である蜂起に起つべき」旨説きすすめている。<sup>⑪</sup>

この計画は実行にうつされたと思われる。閣僚宅を襲った武装者の一隊がその不在を知ってパリ市当局の閉鎖に直行したとの報告が十日午前、パリ市当局と総評議会にはいった。これと併行して、コルドリエ・クラブからの一代表フルニエ・ラメリカンが市門閉鎖の許可を得ようとして総評議会に遣わされた。<sup>⑫</sup>

三月九日から十日におよぶ直接行動として確認されているのはこれだけである。革命裁判所の設置をめぐる問題に忙殺されていた国民公会が、この事件の報告をガラーに求め事態の重要性に気づいたのは漸く三日後であったが、ジロンド派のヴェルニョーが「自由を破壊し、国民代表制を覆えそうとする蜂起委員会が国民公会のかたわらでつくられ、なお存在することは確実である」と断言したことから議論は沸騰し、国民衛兵司令官や法務大臣にこの蜂起委員のメンバーや事件

の参加者を逮捕・追跡させる決議があいついだ。のみならずこの事件は議会議事録による限り、一ヶ月のちもジロンド派の追求のまとなり、四月十二日のガデーによる責任者の革命裁判所送付の要求とつづくのである。<sup>⑩</sup>

われわれはさきにふれた檄文のほかに、市中警らの国民衛兵司令官サンテールが市警察局にあてた報告日誌とガラーの国民公会での証言をもとにし、ヴェルニヨ発言や事件を報じるブリッソーの新聞などをてがかりとしながら、蜂起行為の全貌を次のように補足要約することができる。

まず、行動の組織者らしいものが連盟兵とパリ市民とからなる団体であること。ブリッソーの友人で公会議員のギユスターヴ・ドゥルセからガラー宛ての私信でも知れるように、この団体は「革命」委員会または「監視」委員会の名によつてすでに何日か前から存在が伝えられていたことである。<sup>⑪</sup>

これに加えてコルドリエ協会が運動の一端をになつてゐることも明らかである。協会で提示された決議の計画に、フルニエ、ヴァンサンほか二名のコルドリエ協会員が賛意を示したといふ。<sup>⑫</sup>

ジャコバン協会はといへば、この監視委員会に会場を借してゐるほか、ジャコバンの「代理委員」の資格をもつ者が二名、蜂起声明に名をつらねてゐるが、デュボア・クランセのように行動をとめようとした者もおろ、協会としての公的態度はにわかには断じがたい。これに関連してヴェルニヨはさきの公会発言でフルニエのほかにもデフィユ、ラゾウスキーら両ジャコバン協会員を名ざして「これらコブレンツのおかかえ弁士」が新聞社襲撃の黒幕であると攻撃したが、<sup>⑬</sup>かれらがヴァルレヤフルニエと同じく積極的な役割を演じたかどうかはさきの史料の範囲においては不明である。

次に行動目標あるいは蜂起行為の対象について。事件にさきだつ三月八日の国民公会で、ブリッソーの「フランス愛国者」が山岳派議員の非難をあげた結果、翌日、議員にジャーナリストか人民の代表者か二者択一をせまる決議がおこなわれた。<sup>⑭</sup>しかしこの決議に鼓吹されて民衆が決起したとしてもそれは国民公会の思惑をのりこえて展開されたことは事件の経過からみて明らかである。注目すべきは、防衛者監視委員会が国民公会に席をしめる徒党に意志をおしつけたのちおし

かけるべきところとしてブリッソ・ゴルザス印刷所のみをあげているのに比ベコルドリエ協会では「ローラン、ブリッソ、ビュゾ、バルバルー、ガデのような議員つまり国民公会のなかにいる怪物」が指示されており、目標が拡大されつつも厳密化していることがわかる。さらにその後の市中の混乱時には閣僚のブルノンヴィル陸軍大臣、クラヴィエール公共租税大臣の首級が要求され、閣僚のほかにも「人民投票に賛成した議員」が武装者の一隊によって襲撃の対象に予定されたという。<sup>⑤</sup>

以上のことからわれわれの関心が次の五点にしばられてこよう。

- (一) そもそもこの事件の起った客観的背景と動機はなにか
- (二) 運動主体としての連盟兵団体の性格およびその名をとるところに現わしているセクシヨンのはたらきはどのようなものか
- (三) 議会諸党派なかんづくジャコバン協会のこの事件への対応はどうであったか
- (四) 蜂起行動のうらづけとなる理念はなにか
- (五) さいごにヴァルレらいわゆるアンラージェとサン・キュロット運動の関係史においてしめるこの事件の意義如何である。

## 二

さて、わが国のフランス革命の政治史論的把握は柴田三千雄氏の『バブーフの陰謀』に示されたジャコバン主義解釈にはじまるが、なお革命の本質論と政治史論のあいだによこたわる隔絶は最近、井上すゑ氏の『ジャコバン独裁の政治構造』により、主としてジャコバンの代表制理念の検討と民衆運動への能動的な介入過程の分析をおしうずめられようとした。<sup>⑥</sup>しかしなお、「ジャコバン世界の独自性」まで照射すべき思想的把握のもんだいは措くとしても、(一)ジャコバン集権制に対するサン・キュロットの直接民主制という水平的・分立的な定置と(二)小ブル平等主義をもってサン・キュロット運動を嚮導したジャコバンの政治的優位という視点はつらぬかれており、「根底において働らくブルジョワ議会の先天的な主導性」という前提をとるに超えていない。すなわちこの視点からはまずサン・キュロット蜂起のもつ意味とそれが議会におよぼした衝撃が過少評価されること、サン・キュロットあつてのジャコバンという把握が政治史論的にリアルな

形で生かされないこと、アンラージュの位置づけが明確さを欠くこと、になる。

本稿でとりあげる三月蜂起がすでに暗示しているものは、軍事危機に、いかなる他の指導グループにも先行して、政治的対応を示したサン・キュロットと過激の存在である。革命防衛に対するいわばサン・キュロット路線とよびうるものが存在するとすれば、問題は議会・ジャコバンのこれへの対応としてとらえかえざるをえず、革命諸勢力の全面的危機への対処の過程がジャコバン独裁の前半期まで、たがいに重合し反撥しあいつつ複雑的な軌道をえがいていることに認識をおよぼさねばならない。<sup>④</sup>

わたしはさきに「ジャコバン主義とサン・キュロット運動」(『史林』五一—四)および「ジャコバン国家論」(『社会思想』一一—)において社会理念としての小ブル平等主義が、両者において内実をことにしあいながら立体的に重合していることをまた、自然権・社会権や市民・人民観をみてもジャコバンと過激派の思想が相互交接していることを明らかにした。<sup>⑤</sup>ここの作業は三月蜂起をとおしてこの複線軌道のありかたを政治的に深め検討することである。

なお、本事件についてマチエはデュームリエと結託したダントンの陰謀とみなし、ソブールはたんに革命裁判所の設立を目的とする運動ととらえたにすぎなかった。一九七二年度革命年報に載ったブルシエ女史の論文ははじめて本格的にこれをとりあげているが、九二年秋以来のセクション運動の総過程での位置づけが乏しくいわゆる連盟兵との関係も明らかでない。

## 第一章 軍事的背景

北部方面の総司令官デュームリエは九二年十一月のジェマップの戦勝に乘じ、ライン方面を守勢においたまま単独でオランダ占領を企てたが、この際にルール地域でプロシアのコープフル軍の側面攻撃を受け、リエージュ撤退をよぎなくされた。急拠かけつけたヴァランス將軍は三月二日、ベルギー防衛のためにデュームリエの救援を求め、デュームリ

エは行政会議の命に反してロツテルダム進撃に固執し、十八日のネールヴィンデン大敗北を招いた。<sup>①</sup> マラーは三月九日付の『フランクス共和国新聞』紙上で次のように記している。「ベルギーに赴いたわが国の委員たちは去る月曜日（三月三日）、共和国軍が將軍らの過誤からマーストリヒトの手前で手痛い打撃をうけ、包囲を解かざるをえなくなったと国民公会に通報した。議場で手紙が朗読されたところへ陸軍大臣が来て、リエージュからの脱走兵にちがいない者の言うことは少しも信じるにあたらないと述べた。だがこのいらだたい知らせは残念ながらあまりに歴然としている。わたしはそのあとすぐミランダ將軍の前衛部隊が亡命貴族をふくむ將軍たちの裏切りのために敵軍にひきわたされたことを知った。敵の砲火に少くとも兵三千と砲十二門を失った」。

戦況の急転悪化は、直接的にはデュームリエの独断行動による戦線分断が原因であるが、マチエにしたがえば、多人数をかかえる国民公会内国防委員会の不能率、加えるに同委員会と行政会議關係、前線指揮官三者のあいだの相互不信にあつた。<sup>②</sup>

形勢不利との情報は、国民公会にはダントンとドラクロワにより伝達をみたが、市中ではマラーの新聞のほかにも、出身区会の議長にあつた出征兵からの伝信によって市民のあいだにひろめられていたことがわかる。<sup>③</sup> 国民公会は八日、ダントンの提案にもとづき地方諸県に、また九日にはカルノーの勧めでパリ諸区にそれぞれ議員を派遣してベルギー方面の戦況の説明につとめ民心を鎮撫しつつ三十万徵募令の勵行をうながしたのであるが、パリ諸区民の反応は事態の重大性が深く認識されていることを示していた。九二年末いらい区総会は必ずしも多数の区民の参加をえてはいなかったが、この情報はにわかにかねらの関心を惹きつけたと思われる。説得議員や、国民公会・市総評議會にむけられたセクシヨンの多くの声明がこのことをものがたっている。われわれはこれらの声明を、主として為政者にたいする姿勢の強さを基準にして次のように序列づけることができよう。

(一) 蜂起の意志は明らかに否定するか、もしくは直接行動に言及することなく、出征にまつわる不安をしめし、富裕者が

らの強制贖金などの提案にとどまったアルシ区、ボン・ヌヴェル区、グラヴィリエ区、チュイルリ区。<sup>⑦</sup>(二)ローラン前内務大臣やブルノンヴィル陸軍大臣ら閣僚へのあからさま不信と行動の監視、免職の要求を表明したアール・オ・ブレ区、ポワソニエール区、モー・コンセイユ区。<sup>⑧</sup>(三)国民公会の議員にまで対象をひろげ、共和国代表者にふさわしからぬ受託者の選挙人会による召還の必要を示唆したキャトル・ナシオン区、さらに一步すすんで市門の閉鎖の要求や常時武装状態の宣言によって直接行動を暗示したパンテオン・フランセ区、サン・キュロット区、シテ区。<sup>⑨</sup>

これらのうち比較的穏便な反応を示しはじめの四区のほかは、すべて国民公会や市当局による即座の干渉や撤回請求を受けているが他方、キャトル・ナシオン区とパンテオン・フランセの二区は防衛者監視委員会の蜂起のよびかけに直接同調を示したことがわかる。たとえば、キャトル・ナシオン区は、ヴァルレが伝達したコルドリエ協会のアドレスを支持する決議をおこなったのち、銃歩兵をつうじて他区あてに以下のように宣明したのであった。「共和派市民諸君、自由を欲し祖国を救おうとするならききたまえ。ベルギーの侵略が国民公会を半身不随にする不逞な徒党のしわざであることは疑いをいれない。敵軍の進出を知って謀反人デュームリエのよろこびようが察せられる。……われわれ祖国の防衛者たちは決起するが、そのまえにまず視線を国内の陰謀の首謀者にむけよう。行動すべきときにはローラン、ブリッソ、ジャンソネ、ガデ、ペション、バルバルー、ルーヴェといったやからのみにくい策謀を必ずや諸君に描き出してみせよう。なぜならかれらは圧制者たる同盟列国や亡命貴族との、またあらゆる王党派との、つまり反革命の計画をおしすすめる社会善の敵との謀議に賛成票を投じたからである」。<sup>⑩</sup>ここではデュームリエの挫折がジロンド派軍事指導との結びつきにおいてとらえかえされサン・キュロット特有の誇張をともないつつ糾弾されている。

他方、穏便な反応にとどまったセクションにおいても焦躁感・危機意識は感取されるのであり、たとえばグラヴィリエ区においては、前線にたつ義勇兵のために一ヶ月まえの自由贖出の形式をあらため、ジャック・ルーの圧力のもとに千五百リーヴル以上の年収を有する市民からの出征費用と留守家族むけの強制供出にきりかえたことがこの意味で注目される。<sup>⑪</sup>

さらにアル・オ・ブレ区ですら、本来議会の権限に属すとしながらも閣僚を監視する必要をうたっていることにはかわりがない。

したがってパリ諸区の反応は調子の強弱の差はあってもたがいには反撥あうものではなく、穏便なものから強迫的なものまで一つの成層をなして議会にむけられているのである。

国民公会では蜂起の直前、山岳派議員と市総評議会から「革命の敵を裁く任命制による革命裁判所」の設置が主張されたが、これに対する期待を表明したのはアル・オ・ブレ区、ルーブル区の両区にかざられており、逆にキャトル・ナシオン区からは明白に「革命裁判所の設立では不十分である」との声がきかれる。それゆえ、セクシヨンの間では二月末における三十万徴募令いらいの焦躁感が軍事敗北によっていっきよに切迫した危機意識にたかめられ、当事者の責任を問う声からさらに議会に代って解決策を講ずる動きにまでたかめられたのである。これが九日から十日の蜂起行動の心底にこたわっていたセクシヨンの世論の心理的基盤であった。

しかし事件の全貌はまだ明らかでない。そもそもジュールネーのへき頭に登場する防衛者監視委員会なるものはどのような形で創造されたのであろうか。

## 第二章 県衛兵隊の創設

一七九二年九月現在、パリには新たな地方出身の義勇兵が、さる八月十九日のパリ防備のための野営部隊設置令にもとずき逗留を続け、その数は最高時一万六千に達したという<sup>①</sup>。かれらはパリ出身の義勇兵から区別さるべく連盟兵<sup>フュエデレ</sup>と称したが、この部隊の一部を国民公会の警備に充てようとした当時のジロンド派内務大臣ローランの企ては実現しなかったらしい<sup>②</sup>。十月上旬、ジロンド派議員はこぞって地方諸県からの兵力徴集を求めたが、なかでもビュゾは十月八日「国民公会をパリの騒擾から防禦する」必要から県衛兵<sup>デパルテマンタル・ミニストリ</sup>隊の召集を提案したうえ、公会での議決もへぬ間に自身の出身地である

ノルマンディ地方のユール県ほか数県で徴募を断行した。これに呼応して十月二十日頃にはジロンド県、アヴェイロン県など西南地方からバルブルーの命名になる「第二次マルセイユ大隊」八百名がパリに遣りこまれた。後史において重要となるのはこのマルセイユ兵であり、かれらはやがて連盟兵と総称された。

ビュゾは、たがいの幸福を約束しあう単一・不可分の共同体についてふれた演説で、「その完成は二千五百万の人間が関与することであり……かれらの代表者の身体の護衛者たる部分の抽出にもこの国民大衆が考慮されている。代表者とは国民全体に属しているものであるから国民は監視活動をもって代表者の榮譽にむくいることが求められなければならない。かれらを警護することは国民全体の財産である供託物・建造物の警備と同じく県民にとって権利以上のものである」と主張し、国民公会を警備するための県民の任意の意志にもとずき構成される八三県民の軍隊の創設案を提示したのであった。さらにコンドルセはこれよりさき、この着想についてふれたさい、県衛兵隊が国外の敵にたいして憲法制度過程にある国民公会の自由を防衛するのに必要とみとめた反面、国民の代表者は首都については不安をおぼえるにはおよばないとする主張をバリ人民への奇妙な諂りであるとして卻け「諸県は共和国によき憲法が与えられることに対等の関心を寄せているのであるから、国民公会の安全を監視することにもバリと同等の権利をもっている」とみなしたのであった。<sup>⑥</sup>

自律的な代議者の尊厳に物理的な保障をもとめ、議会の安全をパリと同等な権利をもつ地方諸県の力ではかろうとするジロンド派の立場は、パリの「専断」を嫌う穩健派諸県の意向にも沿うものであったが、そこにはまたジロンド派とパリ戦闘的セクションの鋭い対立が投影していた。すなわち新軍の徴募計画は、国民公会の法案を再審する権利や、議員召還の可能性を唆めかしたポワソニエール区、それにパリ市長選において有聲投票を主張してゆずらなかつたテアトル・フランセ区などの動きにたいするジロンド派の警戒心をものगतるとともに、とりわけ八月十日の革命の主力となり九月虐殺に参加したと信じられるバリ国民衛兵への不信感が作用したのである。ジロンド派がこぞって、国民公会の警備やパリにある国有財産の監視という本来、国民衛兵隊の任務を、この新設軍隊にゆだねようとしたことからそれがうかがえ

るであらう。

そうであればこそ、この県衛兵隊創設の計画はパリの主要なセクションから猛反対をうけたのであった。ポワソニエール区は、パリが擁する国民衛兵隊護持の姿勢をつらぬき、「なにびとも、またいかなる既成当局も自己目的のために私兵をもって身辺を固めるなどということは断じてゆるされるべきでない。警察力（国民衛兵隊をさす）の解体を狙う人物や既成当局者はまずその不十分なことをかこち、次いでそれを分断し弱体化をはかる。これでは故意にか偶然にか、警察力をのみ保護防衛の手段として有するにすぎない人民の主権を攻撃しているといわれてもしかたあるまい」と主張した。

グラヴィリエ区の猛烈な訴状は直接、他区と諸県に向けられたが、そこでは「人民の主権が否認された」として赤裸々な蜂起のよびかけすらもおこなわれ、「国民公会が自らの意志に反し、またかつての法令に矛盾してパリの諸区にたいして行使する奇妙で無制限の権力」をとがめられて、また同区の選挙人ジャック・ルーのようにこれを直截的にルイ十六世を無罪にするための企てととらえる者もあった。

ドロワ・ド・ロム区やサン・キュロット区の自区武装への意志にもみられるごとく、パリ・セクションにとっては市内の治安・議会の警備のための軍隊編成もすべて主権行為の中に加えられるべきものであり、既存の国民衛兵隊をないがしろにする新軍の創設はその篡奪行為にほかならないのである。

各区の反感はさらに共同の抵抗へとたかめられ、十月十三日にはシテ区にある司教館（エヴリッシュ）での区代表二名づつによる中央集会の開催、「継統的蜂起」による県衛兵隊への対抗宣言、さらに予定よりはやく地方部隊の到着する情勢下でのパリ市民再総武装の要求のバリ駐留反対の請願にまですすみ、ボン・コンセイユ、グラヴィリエ区など中部地区の動きを中心に、パリの緊張はにわかに高まったのであった。

シロンド派とバリ有力世論との間にあって国防委員会や行政会議当局はどのような態度をとったか。たとえば当時の陸軍大臣パァシュのように純軍事的見地から県衛兵隊の戦列部隊への編入とバリ撤去を考案する者もあったが、全体として

国防委員会は平原派パレルのジロンド派寄りの中道路線を採用し、戒厳令の解除によって緊張緩和を求める場末地区代表の期待に應えつつも「軍事情勢より政治情勢の必要上」県衛兵隊のパリ固定を確認したのである(十一月十日)<sup>⑭</sup>。ただしビュゾが強く求めた国民衛兵隊の勤務分担は一月十三日になって漸く満たされた。<sup>⑮</sup>

それでは山岳派——ジャコバンの対応はいかなるものであったか。非ジャコバンの山岳派議員は、ようやく三月五日になってパリ駐留が不用と思われる連盟兵部隊の出征令のイニシアティブを握ったにすぎず、早くから精力的な介入をおこなったのはジャコバン議員であった。ジャコバンの介入には、この軍隊を否認する原理的対応と、現に駐留しはじめた兵士との交流をパリ市民によびかける戦略的対応の二通りの性格があったことは注目すべきである。

十日二日、サン・ジュストはジャコバン・クラブでの処女演説で次のように述べている。

「わたしは共和国のうちにあつてもろもろの部分の和合と統一を保つあの強烈な本性とはいったい何なのかとはたとえ考える。国家の統一は領土の不可分性に由来するのではなく、いいかえれば国家ンテグリティの分割は豪も国土を部分区にわけることに存するものでないのである。それはまさに市民集団の中から一群の市民を抽出することにこそある。……公正な社会はまさしく地域性や人格性を完全に捨象するものである。しかるに政務官が不当にも法そのものと同じ視されて軍隊をそなえられるそのときから、国家には異質な二種類の人格が存在しはじめた。秩序はもはや統一的人格の諸運動の相関係から生じずに軍隊を指揮する勢力の衝動から生まれることになる」。要するに「議員の警護にあてられるのはあくまで人民の全体でなければならぬ。しかるにビュゾの提案は特殊部隊ウルトラユニオンによって人民を遠ざけるものにほかならない」。ロベスピエールもまた二日後、「特殊軍隊」という表現をもちい「警察 力が市民の権利や人身の保全に十分とみなされる場合にはその軍隊は社会秩序のなかでは怪物モンストルとなる」として警告を怠らなかつた。<sup>⑯</sup>

ビュゾが諸県民の武装意志の任意性をもって地域性を捨象するあかしとしたのにたいし、サン・ジュストはより一般的

な人民の全体性の原理から照らして一部県（市）民の武装が意味する恣意的性格をつき、しかも議会代表者（一部市民）を人民全体に抗して警護するという市民間差別を排斥し、もって二重の恣意性を指弾したのである。このジャコバン派と、区民の武装を人民全体の主権の一部と了解し議会の自衛に抵抗した戦闘的セクションとはたんに用語を共有しただけでなくあい重合する理念的基礎をもったといえよう。

ジャコバンはしかし、この問題をめぐって別なかたちでパリ・サンキュロットに影響力を行使し、連盟兵とも直接的な接触をもつにいたるのである。

すなわち、かつて八月九日、パリに結集した連盟兵への醸金をコルドリエ・同胞協会などにすすめたことのあるマラーは、到着して間もないマルセイユ兵との接触を心がけ、ジャコバン・クラブや兵営で面識を深めただけでなく、劣悪な宿営状態を指摘し、紙上でも「諸県の兄弟を愚ろうするクラヴィエール、ローランの常奮手段をはねつけるために」マルセイユ市民兵にたいし、パリ民衆との接触をよびかける派遣議員の手紙を掲載している（十一月二七日）。ロベスピエールも、ルイ裁判にあたってジロンド派に軍事介入の口実を与える民衆蜂起を戒める一方、「世論の啓発と連盟兵の覚醒のためにわれわれジャコバンの書状をかれらの間に回覧させること」を説いている。<sup>②</sup>

こうした意向に呼応して連盟兵の側でもジャコバンへの接近が十二月ごろよりめだちはじめたが、ジャコバン・クラブは「庄制を打倒するための着想を伝達しあう」連盟兵の会場提供の要望に快諾を与え（一月九日）、一月十四日には「八四県連盟兵」の宣誓式に参列する委員を派遣している。<sup>③</sup>

### 第三章 連盟兵と戦闘的諸区の交流・両組織の合体

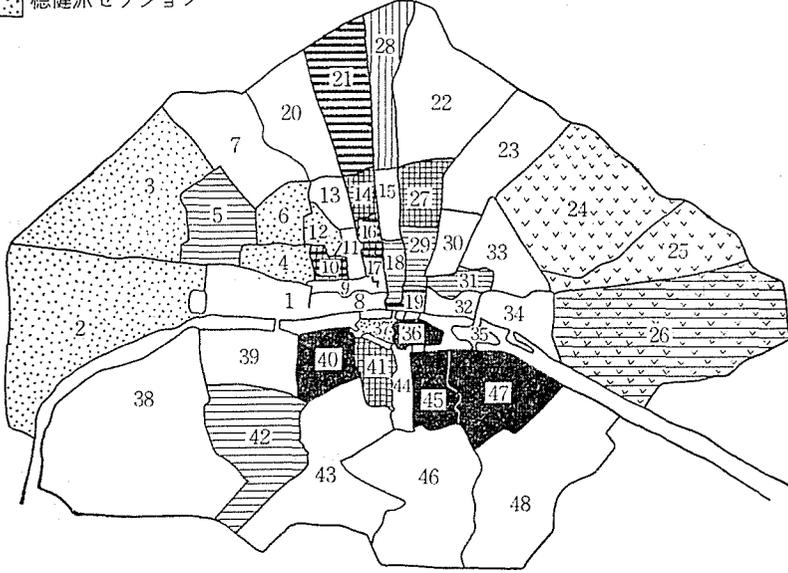
ジャコバンの動きと併行して、諸区の側でも連盟兵との組織交流がすすめられていたことを特筆せねばならない。しかも両者の相互接近とは、連盟兵じたいの組織化およびセクション間の中央委員会形態による結合のうえに実現をみたので

あり、そのいみで重合的な運動の産であつた。<sup>①</sup>

これには先ず連盟兵・パリ市民間の相互の感情の融和が先行した。パリ到着当初、バルバルーら『マルセイユ公報』の配布にあつたジロンド派の影響下にあつて連盟兵は「われわれの敵は護民制、独裁制の樹立を狙う貪欲なやからである。……八三県のものである議員のもとでの軍役をみずからの権利として掌握し、むしろすすんで近衛隊とならう」と宣明して反ジャコバンの感情とともに戦鬪的セクシヨンの抗議にも応酬を示したのであつた。<sup>②</sup>しかし、十一月四日、ビュゾや、シャン・ゼリゼ区など穏健派セクシヨンの要望に対応して「祖国の危険がわれわれを前線によびよせるまで」國民衛兵隊の任務分担を求めたその同じ請願のなかで、連盟兵は、パリ四八区が提起した「愛国祭」や友愛的抱擁に承諾を与えている事実がみられる。<sup>③</sup>ほぼこの時期に一致して、諸区の側からはたとえば「反連邦主義」を旗じるしに連盟兵との大同団結をよびかけたシテ区(十一月三日)やポワソニエール区の働きかけがあつた。この試みは一挙には実現をみなかつたものの、テアトル・フランセ区による連盟兵への宿所提供や、ピック区、ボンデイ区におけるごとく区民兵らの発議で連盟兵を総会に招待するという積極的な接触へと深められ、徐々に連盟兵をひきよせていったのである。

加えて連盟兵と諸区の組織的結合の母胎となつたのは、戦鬪的セクシヨンから成るいわゆる総合監視委員会コミテ・ド・シニエラ・シニエラの設置であつた。九二年十月には、ペチヨン辞職にともなうパリ新市長選挙に際して、区予選会における有聲投票を禁止した国民公会の法令に対するものとして、市民啓発のための中央委員会が結成されており、さらに十二月三十日には食料投機問題を討議するエヴェシエ集会が開かれている。しかし、十二月十四日のボン・コンセイユ区の単独決議のあとをうけ、一月八日グラヴィリエ区が市総評議会に提案して設置させた総合監視委員会は、これらの先行過程と比べて次の二点で画期的ないみをもつものであつた。すなわち、一つはセクシヨン相互の関係においてであるが、穏健派セクシヨンにありがちな代表権の否認<sup>④</sup>によって解体することなく中央組織としての持続性を保持したこと、いま一つは国民公会との関係においてで

-  3月10日蜂起に加担または肯定的反応を示したセクション
-  蜂起時に関係の逮捕または監視の必要を説いたセクション
-  県衛兵隊の創設に反対し(横線)かつそののち総合監視委員会に参加した(縦線)セクション
-  3月10日蜂起に批判的態度を示したセクション
-  穏健派セクション



- |                      |                  |                      |
|----------------------|------------------|----------------------|
| 1. チュイルリ             | 17. アール          | 33. アンディヴィジビリテ       |
| 2. シャンゼリゼ            | 18. ロンバール        | 34. アルスナール           |
| 3. レブブリク             | 19. アルシ          | 35. フラテルニテ           |
| 4. ビュト・デ・ムーラン        | 20. フォブール・モンマルトル | 36. シテ               |
| 5. ビク                | 21. ボワソニエール      | 37. ボン・スフ            |
| 6. 1792              | 22. ボンディ         | 38. アンヴァリッド          |
| 7. モン・ブラン            | 23. タンプル         | 39. フォンテース・ド・グルネル    |
| 8. ルーヴル              | 24. ボンパンクール      | 40. キャトル・ナシオン        |
| 9. ギャルド・フランセーズ       | 25. モントルイユ       | 41. テアトル・フランセ(マルセイユ) |
| 10. アール・オ・ブレ         | 26. キャンズ・ヴァン     | 42. クロワ・ルージュ         |
| 11. コントラ・ソシアル        | 27. グラヴィリエ       | 43. リュクサンブール         |
| 12. マイユ              | 28. フォブール・デュ・ノール | 44. ボールベール           |
| 13. モリエール・エ・ラ・フォンテース | 29. レユニオン        | 45. パンテオン・フランセ       |
| 14. ボンス・スヴェル         | 30. オム・アルメ       | 46. オブゼルヴァトワール       |
| 15. アミ・ド・ラ・パトリ       | 31. ドロワ・ド・ロム     | 47. サンキュロット          |
| 16. ボン・コンセイユ         | 32. メゾン・コミュニオン   | 48. フィニステール          |

あつて、たんに禁止的立法への對抗措置でなく、公会内保安委員会の効力を明らかに否定したうえで「閣僚の言動を監視するため」みずからの行動を示唆していることである。<sup>⑪⑫</sup>

この委員会は、三月一日には「市吏・県吏・政府を監視し、真の平等すなわち財産の平等をうちたてることを目的とし」、「現在、市庁で四八区の委員より構成され、近く、八三、県代表も加わる委員会」としてその存在が確認されている。<sup>⑬</sup> さらに三月五日、ランジュイネが一連盟兵から得た情報によると「選挙人会の一会員により主宰される蜂起委員会が存在し、選挙人会を傍聴していた連盟兵を委員会に勧誘していた」という。<sup>⑭</sup> この頃すでに連盟兵の一部がパリ市民の組織に固められつつあったことは、八四共和国防衛者協会をなせる連盟兵がジャコバン協会に会場を借りていらい、毎日の定期会合を開くことを決議し、コルドリエ派の強力な支援のもとにパリ市民への参加招請をおこなった(一月八日)事実からも察知できる。<sup>⑮</sup> 中旬以降、かれらは国王処刑を求める戦闘的セクシオン世論に加担し、明らかに反ジロンドンの姿勢を濃くしてゆくのであり、それは防衛者協会の次のような声明からも察知できよう。「ローランやブリッソがメンバーの一部が出征する間を利用して容疑分子をおくりこみ、解組する術策をもちいた」ため「わが協会は一時廃止寸前に陥ったが、復活後は厳重な資格審査によって自由の敵に身を売った者の排除につとめた」<sup>⑯</sup>。

これらの過程から、総合監視委員会を母胎に連盟兵が組織化されるなかで、両性友愛協会、コルドリエ協会、それに選挙人会のメンバーというパリ市民の団体・個人が仲介の役割を果たしたことがわかる。ここから類推を逞しくすると、いずれの組織にも関係あつたヴァルレ、後二者の会員であつたフルニエ・ラメリカンの活躍がうらがきされるであろう。<sup>⑰</sup> 要するに三月九日、蜂起の檄文を起草したのは、共和国防衛者協会なる連盟兵組織と合体したこの蜂起委ともよばれた総合監視委員会にまちがひなく、その書記に名をつらねているガルニエ・ローネイは、かつて連盟兵を総会に歓迎したピック区の元副議長であり区民兵の指揮官でもあつた。<sup>⑱</sup> また、ペレイラールはジャコバン協会よりも出身区のボン・コンセイユ区で重きをなした人物であつた。<sup>⑲</sup> 同様に、ジャコバンをなせる議長や防衛者協会のさきだつ会期の書記も、一義的にはパリ

市民の側から委員会組織に加わった者か、もしくはそれとの合流をはたした連盟兵であった。

#### 第四章 ジロンド派およびジャコバン協会の対応

三月十日蜂起の背景を示し、連盟兵―共和国防衛者協会とパリ諸区との組織的結合の過程を明らかにしたわれわれは再び蜂起事件にもどってきた。蜂起の行動そのものを支持したのが四セクシオンにすぎなかったとはいえず、その母胎となった監視委員会への参加が確認され、また個別的に連盟兵との交流をはかったセクシオンをあわせると、その数は十四に達する。<sup>①</sup>これらのセクシオンの地形的分布は、おおむねシテ島以北ではサン・ドニ、サン・マルタンの両街の、また南はリュ・ド・アルプ、リュ・サン・ジャック両街の間と両外側にそれぞれ接して存在している。<sup>②</sup>すぐにわかることは、ピク区をのぞく穏健な西部地域、およびフォブール・サントワーヌとサン・キュロット区をのぞくフォブール・サンマルセルの両地域からの参加がみられないことである。

それはさておき、連盟兵が次第にパリ・サンキュロットに接近していくことは、ジロンド派にとって凶々しい事態であった。国民公会の絶対的権威の確立、いわば議会主権の貫徹を求めて徴集した軍隊が遂に自派にその鋒先を向けるにいたったからである。まさにジロンド派は固有の軍事的基盤を喪失しつつあった。<sup>③</sup>

三月五日、エックス・ラ・シャペルの陥落を知って国民公会は、連盟兵を諸県防衛のために帰還させる法令を議決した。これは、前線への派遣を求める山岳派とあくまでパリ駐留を欲したビュゾらジロンド派右派との妥協の産物であるが、とりわけジロンド派はコンドルセが出征を求めるなど連盟兵の措置をめぐって内部対立を露呈し、この問題における政治的主導性までも喪失したのである。<sup>④</sup>

さて、蜂起の対象となったジロンド派の、事件への反応はおのずと推察されよう。

ジロンド派はなによりもこの蜂起行動との脈絡において戦闘的セクシオンに攻撃をあげせ、とくにヴェルニヨールは三月

十三日議員委託の撤回を主張したキャトル・ナシオン区ばかりでなく事件より二日前に閣僚の解任を求めたポワソニエール区をも国民公会の基礎を危うくするものとして非難している。さらにデュームリエ將軍のねがえりが衆目のみとめるところとなりジロンド派閣僚の責任を追求する声が再発した四月上旬においてすら、ヴェルニョーはペチヨン、ガデとともに、三月九日のアール・オ・ブレ区の請願をさかのぼって非難し、「国民公会の解体と政體の変更を意圖して少数者による主権僭取をはかる」同区の企てを代議制への挑戦として受けとめている。<sup>⑥</sup>

ジロンド派はそればかりでなくジャコバンまでを事件の共犯者とみなした。ヴェルニョーの非難演説にさきだち、ジャンソネ、イスナール、マラルメほか四名のジロンド派議員は次のような声明文を朗読している。

「ついでしたが過ぎさったばかりの閃光が共和国の敵の計画を明かるみにだした。……われわれはジャコバン協會の愛国心を貴とするが、言っておかなくてはならぬことがある。自由を一去にくつがえし祖國をだいなしにする恐るべき動議の大部分が提出されたのはその内部においてである。蜂起者はデュームリエをバリーに連行しなければならぬと言っていたが、デュームリエに抗議する発言をおこない、国民公会と閣僚にはむかう決起を惹きおこしたのはその内部である。……セクシヨンや人民協會、議場周辺のあつまりやカフェの中に散らばった邪な者どもは役割をきめジャコバン協會に赴いた。民衆に影響を与えうるのはそこにおいてであることを知っていたからである。騙されたジャコバン派と惑わされた傍聴者は熱狂的にかれらを迎え入れた」<sup>⑦</sup>。

ジロンド派は北方・ライン方面の戦略をめぐるすでにデュームリエ將軍と意見の衝突をきたしていたが、さて軍首腦と自派閣僚に刃を向ける運動が勃発するとさきのイスナールらの声明やブリッソの論調にみるように是非もなくデュームリエ擁護にまわったのである。言論の自由にたいしてまでも議員身分の尊厳をとくことよって統一的革命理念としての国民代表制から字義とおりの代議主義にふみ込みつつあったジロンド派<sup>⑧</sup>が、軍事危機を過少評価し、印刷所の破壊や市門閉鎖などの強行手段をとまなう直接行動や、閣僚の罷免・議員の召還などの直接民主主義的な政治的要求に強い危愆の念

をいいたのは当然といえよう。

ところでシロンド派が抱いた危機感は、中間的な平原派バレルやカンボンにとってもほぼ共通のものであった。バレルはヴェルニョーの非難に盛られたセクションにおける「革命委員会」の存在を重大視し「わたしは国民公会以外に革命委員会を認めることはできない。……コミューン総評議会に恒久的蜂起とはなにを意味するかと問われて一セクションは永続的武装だと宣明した。この名称が妥当するのはフランス全体にたいしてだけである」とのべている。またカンボンは「矯激な行動を煽る偽愛国者への敵しい追求」を可決させたのであった。尤もカンボンはヴェルニョーらとはことなり、この事件においてジャコバン協会がはたした民心鎮静への啓蒙的役割に謝意を示している。<sup>⑩</sup>

ところでジャコバン協会がはたして事件に加担したか否かは、三月十三日の国民公会でも論議的になったが、ガラーの報告について付言をもとめたデュボア・クランセはジャコバン協会の関与をきっぱりと否定している。<sup>⑪</sup>のみならず、三月十二日のマラーの発言によればかれはコルドリエ協会で会衆に平静を説き、<sup>⑫</sup>国民公会の措置の不十分さに抗議したボワソニエール区請願に「国民公会解散の意図」をかぎつけ、その責任者としてフルニエをやりだまにあげかれの逮捕を可決させざえしている。<sup>⑬</sup>

たしかにジャコバン協会は三月三日、「アメリカ流の憲法を共和国に与えるべく、連邦主義的計画を共同でねった」ブリッソ、ローランの罪状を責めたあげく、「圧制をしきなおし内乱を誘発するにちがいない軍隊をひきだし、法律によって許可を与えていないにもかかわらずそれを発動させた件」ほか八ヶ条より成る告発簡条を公表する一方、バリ・セクションにたいしては証拠を蒐集してブリッソらを告発する準備委員の指名をよびかけている。<sup>⑭</sup>このように対シロンドン抗争に優位を占めるべく民衆への主導権を行使する試みはここに端を発するといえよう。

しかし総じて、デュームリエの拙攻はシロンド派議員の排除に民衆決起をよびかけるほど決定的な危機感を与えたとはいえない。たとえばビョー・ヴァレンヌは、三月十二日のヴァルレの協会での発言をうけてたち「デュームリエが敵軍の

撤退を補助したこと、リニューヌの陣営でわが軍をあざむいたことは知っている」としながらもなおデュームリエに最後の選択のよちがのこされているとし早計な行動をとがめたのである。<sup>⑩</sup>

こうしたジャコバンの立場は、おのずと「矯激派」と「穩健派」を喧嘩両成敗的にとらえることになるが、蜂起行動そのものにはたいしてはその部分的性格を責める論調をみせている。マラーやテイリオンは十三日、部分的蜂起は社会に有害であるとの見解を示し、陰謀をあばく方法は諸県の啓蒙によらねばならないとの基本的姿勢をのべたのであった。<sup>⑪</sup>つまりジャコバンは全体的蜂起を待つてそこに示された一般意志を議會に注入するのである。ジャコバンと山岳派議員は、パリと諸県の啓蒙のためにはみずから部署に赴くが、蜂起行動そのものには手をそめずともよいとされた。必要なことは人民全体の蜂起を契機に起こす議、会、内、決、起、であった。ジャコバン協会のデュフルニーはこの時点でのジャコバンの意向を次のように代弁している。「決起することが必要となるときでもわが協会は蜂起にいかなる役割も演じるべきでない。この運動が他クラブで勃発することにはおそらく無関心であつてよく断じてそれにまき込まれてはならない。ジャコバンは加盟諸協会の中核であり、あくまで精神的姿勢を保持しなければならない」<sup>⑫</sup>。

最後にヴェルニョーから共犯者として名ざしされたデフィニューとラゾウスキーについてふれておかねばならない。デフィニューは三月十日とその翌日にかけて、ジャコバン・クラブで「陰謀議員」の逮捕を求める一方、ゴルザスの『八三県通信』の購入拒否を伝えるツールズの加盟協会からの手紙を朗読したにすぎない。<sup>⑬</sup>フィニステール区選出のパリ県選挙人で同区衛兵隊指揮官のラゾウスキーについては十四日の国民公会でマラー、弟ロベスピエールなどがこぞつてかれを弁護し、翌十五日にはジャコバン協会と選挙人会でかれみずから弁明にたち潔白が証明されたという。その直後、選挙人会の疑惑は「フルニエ、ジャック・ルーおよびヴァルレの非愛国心」<sup>⑭</sup>にむけられ、後二者の除名さえもが提案されたのであったが、これによってジロンド派から蜂起の指揮者、矯激な請願の作成者とみなされたものが、必ずしも同一に論ぜられないことがわかる。事件に直接的な形で関与したのは過激派であり、一部のメンバーを例外としてジャコバンの積極的加

拒を示すいかなる証拠もないのである。ここにまたわれわれは、ヴェルニョーの攻撃が、すでに反ジロندان攻撃をはじめていたジャコバンへの報復措置であることを発見するのである。

## 第五章 過激派ヴァルレの思想とサン・キュロット運動

### 一 政治思想の展開と中部セクションとの対応

三月十八日、ヴァルレはパリ県選挙人会で自己弁護をおこなった結果、かれの行為を熱意の過剰の結果とするやや好意的な統一見解をかちえた<sup>①</sup>。こののちもヴァルレは市中での蜂起のよびかけをやめなかったと思われる。警らの国民衛兵隊から市警察局へあてられた情報によると、フィヤン修道院でかれは群衆にむかい、「三月九日または十日におこるはずであつた蜂起は実現しなかったが、それは延期されただけである」と称し、ジャコバンの「無関心」を批判する演説をおこなっている<sup>②</sup>。かれが蜂起をめざしてセクションをまきこみながら持続的に行動をおこしたことは、三月二十七日みずから書記をつとめるドロワ・ド・ロム区が率先して「諸県通信の中央委員会」の創設をもとめ委員の派遣を決議したことからも推察できる。五月三十一日三三区ならびに県・市吏のエヴェシエでの合同集会のさいには、蜂起に反対する参加者を抑え、ジャコバン系分子の「部署放棄」に論争を挑みながら、十名よりなる蜂起委員の中心的存在となっている<sup>③</sup>。キャンズ・ヴァン区出身の市吏ヴィオレにあてたかれの指令書（フレストリユクシヨ）のなかには、この蜂起委員会の名において、市長・助役・市総評議員全員の解任を示唆している事実がある<sup>④</sup>。ヴァルレのこの企ては実を結ばなかったが、二日後の軍事行動ののち、ジロンド派議員の告発簡条の作成が革命中央委員会の一構成員であるヴァルレにゆだねられるのである<sup>⑤</sup>。それゆえ、「革命化」を宣せられた市総評議会を代表して、蜂起に退嬰的対応を示したフィニステール区の説得に赴くジャック・ルーや郵便物検閲委員として部署を守るルクレール<sup>⑦</sup>をふくめて、過激派は明らかに「六月二日の革命」の一翼を形成していることがわかる。いま、自治区Ⅱセクションの糾合に続く中央委員会による指令→既成当局の刷新、議員にたいする監視作業の独占と

いう蜂起の方式に照らしてみると、三月のヴァルレ自身の行動は六月二日への起点であったといえる。

それではヴァルレの政治思想の総体のなかで、三月十日の蜂起はどのような位置を占めるのであろうか。これをまずかれの思想の発展過程から考察してみよう。あらまし、それは一七九二年末までの予選会観の発展と九三年にみる主権理論の展開、それにもなう自治区会を母胎とした蜂起理念の深化と要約できよう。

ヴァルレの場合、蜂起の必要を暗示する最初の観念は、一七九二年七月の祖国の危機に臨んで、代議主義的立法議会の無為にたいする不信に根づいていた。当面とるべき行動は王権の失効の確認と議員の信任を再審する予選会の召集であり、それすなわち、八九年の人権宣言から派生する「唯一の希望としての抵抗権」の行使にほかならなかった。抵抗権を保障する具体的政治行動の考慮により八九年人権宣言の広義の国民主権を人民主権へ深めたことが分かる。ただしこのときかれみずから「一般意志の一部をかたちづくっているにすぎないわれわれはその全権利を僭称しないでおこう。たんに有益な警鐘を鳴らそうと思う」と自己限定を加えている。

国民公会と市総評議会、セクションの対立が鋭くなった九二年十二月には、この自己限定は消滅し、予選会は主権行使の場としての位置を確定され、立法と直結された。すなわち、「法律は詭弁を弄する演説家の主観の産物であってはならず、予選会によって通告される命令の調査・収集の結果でなければならぬ」と述べられ、「人民がすべてである国家では選出行為は最優先するものである……〔が〕委託者がその権利を選出行為にのみ限定するとき、すでにそれは権利の剝離にほかならない。なぜなら選挙以後におこなわれる選択はまったくわれわれ自身に由来していないから」と主張されている。

五月十三日、ヴァルレ自身がジャコバン協会および選挙人會に提示した『社会状態における人間の諸権利……』は(一)人権思想として伝統的な、生身の人間・自然的個人と政治目的にむかう市民・人民との間の論理的区別がみられず(二)既成の社会を自然状態との照応においてとらえることなく貧窮者と富裕者の抗争という現実認識それじたいによっておさえ、さ

らに(三)社会契約が本来もつ双務性を実質的には人民Ⅱ貧窮者の権利・官吏の義務という片務的・垂直的な関係におきかえていることよつて異色なものであるが、この人権宣言で保障さるべき「主権の行使」は他の五ヶ条とならんで主として次に示される行為をさしている。

市民により全官職を仲介なしに選ぶこと、法の提案をすべき代理人に、希願や意向であれば部分的に、意志であれば集团的に表明し、かくして親身（ハンネル）に法の形成に協力すること、委託者の利益をうらぎった受託者を召還し処罰すること（十條）

国民のこの主権が篡奪されたり、設定当局者が社会契約の限界を逸脱するとき、また国庫が浪費され信用の全滅が社会的悲惨の極に達したとき、諸権利のうち最も合法的で諸権のうち最も神聖な、国民的独立を保障する一（フレンツェン） 齊蜂起（フレンツェン）

## （二二条）

また、社会契約そのものは「弱者を強者から護ることを主眼として官吏にたいして適用される基礎協約（二一、二八条）にほかならないが、ヴァルレのいう「社会の組織化」と同義と解せばその本来的目的は主権の行使を保障すること（七条）にある。したがつてすでに主権の行使にかんする条項を別にもつ人権宣言草案のなかでこの社会契約を論じることとは一種の重複であるが、将来の実行上の課題として提起したものと推察できよう。この社会契約の締結過程についてかれは「主権者人民の各部分区（デムメル、セクシオン、マンダ、エタラ、リカティン）が説明的受託をおびた委員を派遣（し）……委託者たちの意図を深め、かれにたいして法の提案をおこなう。その過半数の賛成により社会契約がつくられる（二三条）」と述べている。

ここにわれわれは三月十日の蜂起とそれに続くセクション運動の思想的総括者としてのヴァルレの位置をみぬくことができよう。その核心は、自治区を限られた地域支配の単位としてでなく、全能の主権者人民の有機的部分として定立させることにある。すでに市民の祈願ですら、ロベスピエールやマラーが要求した標準的で均一化された全区の合同請願というスタイルではなく、突出せる一部戦闘的セクションの糾合という形が許容され、さらにそこから蜂起につながる多数区

の集団意志へと深められるのである。<sup>⑮</sup>

それゆえ三月十日の時点においてヴァルレが果したセクシオンへの説得行為が、グラヴィリエ区とキャトル・ナンオン区の二区にとどまっていたことは、ゆえなしとしない。六月二日革命への脈絡でみると、この部分性は克服されるのであるが、同時に過程的・経過的なものとしてヴァルレの思想に位置をしめるのである。

じつはこの経過的性格はサン・キュロット運動の現実と対応していたといつてよい。事件の余韻がなおパリに残っていた頃、グラヴィリエ区はマルセイユ連盟兵のよせた訴状にこたえ、われわれの社会では人民みずからを救うべきものと直感しており、グラヴィリエ区はその一ユノ、ブライト、ポルシロン片にすぎないが本区を構成する市民は強力であり、単一の機関をつうじて連盟兵との相互信頼のうえに共和国の敵を絶滅する誓いを守るであろう、との信念を示していた。<sup>⑯</sup> 同じころキャトル・ナンオン区の一代表も一部分のみの行動でも主権を体现できるとの意見を表明した。<sup>⑰</sup>

ドロワ・ド・ロム区の提案になる「諸県通信の中央委員会」の設立運動が、国民公会の圧力のもとに同区はじめグラヴィリエ区など戦鬪的セクシオンのあいづく代理人召還のために挫折したのち、サン・キュロットのエネルギーはセクシオンごとの内部的障害を克服する「交ヴァルレニゼンロン歓」にむかい、一種の連合総会によって穩健派市民を駆逐するのである。ドロワ・ド・ロム区はその主な舞台となり、グラヴィリエ区もまたこれに積極的に加担したセクシオンの一つであった。<sup>⑱</sup>

さらにヴァルレのサン・キュロット観をあわせ考えるとき、たんにヴァルレの思想とサン・キュロット運動の対応関係ばかりでなく、一歩つきで主権者の地位にむけての両者の同一化への志向を窺取しうるのである。

すなわち、「隷従状態から解放されたばかりで自己の権利を主張するには未だ幼少すぎるこの無垢な人民ヴァンネルド・ナチュニール」サン・キュロットの、ジャコバン協会による啓蒙への期待を示していた一七九〇年の段階をこえて、三月十日には人民の自己救済、指導されざる蜂起の観念を明示するにいたった。「デュボア・克蘭セが社会を救うことは不可能だと諸君に言ったとき、それは人民が自らを救え、というに等しい」。<sup>⑲</sup>

すでにこのときには主権者の権利意識を信じ、予選会の優越を主張していたヴァルレにとつては「主権がその源泉にたしかえる」予選会こそがサン・キュロットとの自己合一を果たす場であり、同時にサン・キュロットはそこで主権的地位に達するのであった。

## 二 場末地区との関係

しかるに他方、三月十日の蜂起は全セクションの決起をともなっていないことも留意しなければならぬ。すなわち、パリ・サン・キュロットの重要部分を構成する場末地区はこの運動に加担していないばかりか、蜂起が具体的成果をうむことなくついえたのち、あからさまな批判をこれにむけている。

三月十一日、場末サンタントワーヌ全域を代表してゴンシヨンは「国民公会にたいする大それた陰謀」と題する意見書を提出した。そこでは次のように本来あるべき合法的蜂起と今次の暴動とを峻別している。「いやしくも蜂起は、八九年七月十四日や九年八月十日のそのように広域にわたるもので明確かつ賞むべき目的に向けられるべきで、それは全市民が共通の関心をもつものである。これにひきかえ当の事件はひとずかみの人民をあやめるだけにすぎず犯行にひきずり込んだうえ成果を独占する少数の野心家の準備した暴動にほかならない。畢竟、権力と社会の富を分取ろうとする少数の人物を満たすためにほかならぬ国民代表制こそが解体されようとしていた」。

齊一的な蜂起と国民代表制の尊重を求める場末地区の政治的理念は、議会の裡にあってはジャコバン系議員が表明したものであった。場末サン・タントワーヌはこの直後も場末サン・マルセルと共同歩調をとり、国民公会防衛軍の自主編成を申しでているが、五月三十一日にもシロンド派議員追放にたち上った諸区蜂起部隊のうちで、キャンズ・ヴァン区は自区中隊の早期撤収をよびかけ、山岳派議員への配慮を示した事実がある。

もともと蜂起が主権の防衛をいみし、区民の武装権を含むという信念にかけて、またそれが閣僚の言動を監視する実効手

段をふくむことについて、中部地区と場末サンタントワースとの認識は共通していた。しかるに一七九二年段階で保たれていた統一は破れ、国民代表制の尊重とそれに接受する全体的蜂起の観念と直接的な部分蜂起の観念との分裂がみられるのである。

ここにわれわれは、サン・キュロット層内部の微妙なしかし看過しがたい社会的差異を再発見するのである。すなわち、ギルド規制をのがれて郊外に殺到した結果、過当競争と販売規制のために決してブルジョワの上昇を辿らなかつたが少なくとも営業の自由を享受しえた家具製造業などの自営的小生産者層と、旧市内にとどまり商人製造業者と雇用関係を保持しつつ衣料品や奢侈品の加工に従事する職人労働者との相違である。ヴァルレの思想の立脚点となつたのは後者にほかならない。これに比し、前者が親ジャコバンのな色彩を有したことは否めない。場末サン・タントワースのサン・キュロットとジャコバンの政治理念は必ずしも同一物ではないが、パリの齊一的蜂起↓国民代表制への接受・愛国派議員の介入というパターンを念頭におくと、両者は相補的な関係にたつのである。

### む す び

三月十日の蜂起事件は、直接的にジロンド派軍事指導の無力にたいするパリ・セクションの最初の反応であつたが、いわゆる民主共和革命の成就と国民公会の成立らしいの錯綜した政治的対立関係を白日のもとにさらした。

すなわち、パリを八四県の中の一つにすぎないとみなしてその政治活動を抑制し「議会主権」の徹底をはかるジロンド派と、これへの戦鬪的セクションの対立<sup>①</sup>。自治区会の位置づけをめぐるジャコバンと過激派の政治的亀裂。蜂起の理念と実践における親ジャコバンの場末地区と脱ジャコバンのな中部諸区の歩調の乱れ。

このなかにあつて県衛兵隊創設問題は、ルイ裁判問題よりも早く議会の内外にまたがる指導的党派の色わけと革命路線のちがいを浮きぼりにしたのであつた。それは大局的には、階級調停を指向してサン・キュロットを政治的平等のレベル

におしとどめ、議會主権を軍事力で維持しつつ中間派またはダントン派との国防連合をめざすジロンド派と、議會⇕セクションの対立をサン・キュロットの力を介して克服せんとするジャコバンおよび過激派との対立であった。軍隊（連盟兵）とパリ市民の対立という図式はジロンドン軍事指導の構造的欠陥であったが、ジャコバンは逆に両者の結合に一定の指導性を發揮し、ヴァルレら過激派もまたみずから兵士との融合をめざすサン・キュロット運動の波頭にいた。

しかし両者は九三年三月初春の北部戦線の挫折をめぐって情勢判断をことにしすでに内包していた異質性をあますところなく露呈したのである。国民代表制をまともに攻撃こそしないが、鋭敏な危機意識に対応した一部セクションの先制行動——それは主権が各自治区に分在するというサン・キュロットの政治理念に由来するものであり、同時に、ヴァルレの思想にも共有されていた。それはたんに議會への警鐘以上のインパクトを有していたのであり、それゆえにこそ議會は市当局ぐるみの逆介入をよぎなくされたのである。<sup>⑤</sup>

過激派の行動を根底において支えていたのは中部セクションのサン・キュロットであったが、ドロワ・ド・ロム区のヴァルレやグラヴィリエ区のジャック・ルーのように、区内居住の貧困者や出征兵家族の救援活動に奉仕し、サン・キュロットの接触を個人的にせよセクション總會をつうじてにせよ日常に深めていた意義は無視しがたい。<sup>⑥</sup>ゴンションやラゾウスキーのような場末地区のオピニオン・リーダーが国民公会にも名をはせた著名の士で自地区の民意を総括しつつ議會勢力との大同團結の意をもちいたのにひきかえ、ヴァルレやジャック・ルーは食料問題においても純政治的な問題でも民衆のもっとも直情的な行動にも対応力を示し、自区より憤出するエネルギーをさらにサン・キュロット独自の中央委員会に結集させる方向に貢献したのである。

ただ、ドロワ・ド・ロム区とグラヴィリエ区の足並み不一致<sup>⑦</sup>から察せられるように、三月十日においても四月上旬においてすらも戦鬪的諸区の凝集力は不十分であり、過激派の影響力もなお自区内において決定的とはいえず、懸案を四月以降にのこしたのである。

他方、この間ジャコバン派も新事態の展開にもなつて姿勢に変化がみられる。もとより連盟兵との融合につとめ、その会場を与えた事実も重視すべきであり、三月十日事件の直後に協会議長コロ・デルボアの名で配布した全県市民あてのアドレスにおいても照準は戦闘的セクションや過激派ではなく、むしろ無関心な市民「不意をつかれた共和国軍の危地にも無頓着に所有の享受に耽っている富裕市民にむけられ、「領土の分取を計算ずみの敵の征服者に抗し愛国心とはいわぬまでも利害より起つてわれわれとともにたちむかえ」とよびかけたのであつた。デュームリエの謀反と北部戦線の壊滅が決定的となつた三月末には、デュフルニーのいわゆる「精神的態度」は数歩すすめられ、ロベスピエールによって民衆全体の蜂起と国民公会じたいの決起が要求され、サン・キュロットの武装革命軍の創設のみならずセクション内の貴族・無関心市民の武装解除がよびかけられた。五月上旬にはサン・キュロットの「交歓」がジロンド派に対抗して積極的擁護されるにいたる。<sup>⑥</sup>総じて三月事件にもみたごとく、ジャコバンはサン・キュロット運動の部分的な先行を抑える一方では、議会とは別に独自の積極的対応を一貫して示したのである。

このような過程をふまえるとき、過激派とジャコバンとはサン・キュロット内部の微妙にことなる潮流を基底にもちつつ、しかもみずからは議会にかかわる位相をことにしたまま五月三十一日―六月二日の革命へとおのおのの主体性をつらぬいてゆくことがわかる。<sup>⑦</sup>これをわたしは革命の複線軌道の立体交叉とよぼうと思う。この複線は、「バブーフの陰謀」以前に立体的に交叉しているのである。

三月九日・十日の蜂起はこの複線軌道の初源の構造を鮮明に示した事件であつた。

【注意】 図書館・史料館名は左記の省略記号にしたがつた。

Bibliothèque Nationale (国立図書館) = B. N.

Archives Nationales (国立古文書館) = A. N.

Archives de Préfecture de Police (警視庁史料部) = A. P. P.

Archives du département de la Seine (P-K 県古文書) = A. D.

S. 現在 Archives de Paris と改名しているが、議事録の略号との混同をさぐるため一九六八年当時の呼称のままとした。

Bibliothèque Historique de la Ville de Paris (パリ市歴史図書

館) = B. H. V. P.

British Museum (大英博物館) = Br. M.

序章

- ① A. N. Fr 4445-4550. d.1 Démonstration diverse 檄文の標題は『蜂起状態に入ったことを宣言し全セクションに合流をよびかける祖国防衛者の監視委員会の決議』となっている。
- ② Garnier L'Annay Peryerard (又は Peryra) については後述。この一各の連闘兵は Bally. かつヨチヤの史料解題 *Répertoire général des sources manuscrites de l'histoire de Paris pendant la Révolution française*. 1889 については議長各は Champagne といはづるが原史料では Champagne である。なほ、かつヨチヤのあげの Gérard なる人物とは檄文には発見できず、また議長各をとって保安委員会の尋問調書から検出できなかつた。
- ③ A. N. Fr 4445-4550 d. 1. ibid., Carentan, Demanson の二名は Panthéon-Français 区から派遣された。
- ④ Serpante 街はギーム左岸の Theatre-Français 区、Tictonne 街は右岸穀物市場の近く Contrat-Social 区内である。
- ⑤ Archives Parlementaires t. 60 p. 173 トーノン女史は B. H. V. P. 所蔵の手稿史料による Theatre-Français 区総会作成による討議録から印刷所乱入の詳しい様子を知ることもできる。A.-M. Boursier. *Insurrection en mars 1793* A. H. R. J. 1972 Avril-juin p. 214.
- ⑥ B. N. Lb<sup>e</sup> 2385 p. 8 同じくトンドリを協会では Poissonnière 区の国民公会の請願の責任を問われて逮捕されたモノニコ・ラメリカの釈放要求も表明された。
- ⑦ A. N. AFIV 1470. トンドン警察局報告書 (三月十一、十二日付)。(モノニコの演説は A. Anlard. *La société des Jacobins*, t. 5 1895, p. 85.
- ⑧ *Monit. Universel*, t. 7 p. 328; 三月十三日の国民公会議長の審問に

たつた。モノニコ自身の返答をよ。 *Archives Parlementaires*, t. 60, p. 174.

- ⑧ 被害をうけたゴルザスは九日午前七時、国民公会議長に訴えてだが議長の関心は惹かなかつた。翌十日も市長、パシユの届け出についで議長ドラクロワが市総評議会の処置、すなわち市門閉鎖のちとめにならして断固これをしりぞけたことを紹介したにとどまつた。十二日になつて漸く蜂起の事実が、Poissonnière 区の高圧の態度に関連して言及されたにすぎない。
- ⑨ *Archives Parlementaires*, t. pp. 161-173.
- ⑩ *Ibid.*, t. 61, pp. 529-531, pp. 531-549. ほかのいくつかのモノニコの全面的対決は pp. 531-5.
- ⑪ Br. M. F. R. 63-29. Gustav Doucet à Dominique Garat. pp. 6-8, 12-13. 予測された当事件にたつた法務大臣としてのかれの無差放任をうかがふ。
- ⑫ *Monit. Univ.*, t. 7, p. 328 ほか B. N. Lc<sup>s</sup> 763 Bulletin des Amis de la Vérité, réd., par J.-A. Creusé-Latouche, N° 71 p. 4, N° 72 p. 4.
- ⑬ *Archives Parlementaires*, t. 60, p. 163.
- ⑭ *Ibid.*, le même page; A. N. A. FIV 1470. Feuille des rapports et déclarations faites au bureau de surveillance de la patrie. 三月十一、十二日付。ほか *ibid.*, Garde nationale parisienne 三月十一、十三日付。外務大臣に局長がかたいたとつたことと、武装者は二隊列に分かれ、それぞれ閑僚宅と「人民投票賛成」議員宅に赴くことになつてゐた。
- ⑮ 柴田三千雄『フゾフの陰謀』昭和四三年(岩波書店)第一章、また井七三『シヤロンに独裁の政治構造』昭和四七年(御茶の水書房)第二部第二章、第三章。



を要求した Invatides 区 軍隊からの旧特権者の召還と革命裁判所での裁判を求めた Halle-au-Ble 区 臨時行政会議とウーランヌ將軍部隊の將校の行動調査を求め Piques 区 さらに義勇兵の戦費補償を求めた Thulleleix 区 Oratoire 区 の例をあげよう。A.-M. Boursier, *Les Insurrections en mai 1793, A. h. R. f. aurt-juin 1972, N° 208* Halle-aux-Bis 区決議には「前内相ローランをふくむ関係の行動の監視 部署ならぬ將校の解任 買占め人と貨幣売買者にたいする立法など六箇条の要求を掲げよう」。

⑩ 前掲史料 A. P. P. A/A 266 d. 248.

⑪ Graviillers 区 A. D. S. 4AZ 698 n°13.

⑫ いずれも前掲史料。ソールはじつ初期の概説『フランス革命』の Louvre 区 の要求にも同じき革命裁判所の設立を求め蜂起がおこなわれたとしているが事実でない。またマチエは前掲書の中で「ダントンの関係で知られる扇動者が諸区を蜂起させようとした」との述べているが根拠はない。また蜂起民が「ルーヴル区を扇動してデファイネ……のような連中に指揮をゆだねた」ところの国民公会のヴェルヌーエの非難をその非難の中心にすぎない。A. Mathiez, *op. cit.*, t. 2, pp. 184-185 前掲書二四八—二四九頁。

⑬ これからわかるように、食料・物価問題への関心はこの事件では前景にすぎない。マルシ区とグラヴィリエ区のみが買占め人、貨幣退蔵者への非難をおこなっているにすぎない。蜂起の企てが民衆の基底部までひき込みえなかった原因もここにあると思われる。前川貞次郎『アンラーシェの登場』『西洋史学』一九五二特輯フランス革命研究における食料暴動と比較せよ。

## 第二章

① Chassin et Hennet, *Les volontaires nationaux pendant la révo-*

*lution* t. 1, 1899 p. 415. また八月十九日令については *Archives Parlementaires*, t. 48, pp. 393-395. なお八月十日の革命の立役者となつた連盟兵は九月にはすべてパリを去っていた。

② F. Braesch, *La Commune du 10 Août, 1911*, p. 957. さらに立法議會は四人虐殺や国有財産の盗難など九月上旬の一連の騒動にたいして、リ・セクシヨンの警備兵の募集を立案したが、維持経費を国費から捻出する困難からたちやえとなつた。ibid., p. 734.

③ ランジュイネはマロン提案の二日前、二万四千の兵力徴集を提案した。 *Archives Parlementaires*, t. 52, p. 308. マロン提案 ibid., t. 52, pp. 399-401, p. 574 Sydenam, *Gronquins*, pp. 126-127, p. 130. 著者はロニスベール独裁へのロモンズの反攻のあらわれともなつていふ。提案の事情については *Oeuvres de M. Robespierre*, ed. par G. Lefevre, M. Bouloiseau, et A. Soboul, t. 9, Discours p. 33. マロン提案にたいしては「公会は連邦主義への傾斜の危惧をしめし共和国の単一・不可分性を確認したのみであつた。Monté, t. 14, pp. 51-2.

④ F. Braesch, *op. cit.*, p. 966 また A. Anhard, *op. cit.*, t. 4, pp. 335-336

⑤ *Archives Parlementaires*, t. 52, pp. 399-402.

⑥ L. Cahen, *Condorcet et la Révolution française*, nouvelle édition 1970, p. 452.

⑦ ⑧ Haut-Loire 県を Finistère 県など、Vallée ロニスベール、ニヤボらを無政府主義者とぎめつけた西部の穏健派諸県からも立法府を警備の軍勢で囲む計画が伝達されたが、そのとき「パリ・コミューンが法への反逆を企て擾乱者が人民を専ら主権者として認め、共和憲法の制定を本当におくらせている」との判断を示している。

*Ancien Monté*, t. 15, pp. 68-71.

⑨ Poissonnière 区十月五日 B. N. 1b° 2608, pp. 1-3. Théâtre-



- sch, *op. cit.*, p. 956.
- ② J. P. Marat, *op. cit.*, t. 16, p. 59, N°58.
- ③ A. Aulard, *op. cit.*, t. 4, p. 557.
- ④ たゞは十二月七日における「ルンペン兵の名による」ルンペンの女愛感情の提示。 A. Aulard, *ibid.*, t. 4, p. 553.
- ⑤ *Ibid.*, t. 4, p. 668.

### 第三章

- ① ルンペン女史は蜂起委員会のこととはよく知られていないとして「リ留連盟兵の組織化」ルンペンキョロネットへの同化過程を明らかにしようとした。事件の全貌を示して見よう。 A.-M. Bounsier, *article cit.*, p. 228.
- ② F. Braesch, *op. cit.*, pp. 966-967, ちちから近衛兵たふたふの「その第一章」で紹介するルンペンの請願の「キョロネット」。
- ③ Champs-Elysées 区 B. N. Lb<sup>o</sup> 1771, pp. 1-2.
- ④ 「無政府主義者が人心の顛倒をはかり、九月二日の血の情景を再現せんとしてゐるが、……」の蜂起がもし起ればかれらは不幸をみるだけだ。おそれるから動かぬから。……「ルンペンの仲間」法の復讐を怠らぬ。 F. Braesch, *op. cit.*, 1062-1063.
- ⑤ Cité 区 Br. M. F. 622-31, p. 2-3, Poissonnière 区 F. Braesch, *op. cit.*, p. 1087.
- ⑥ Marseille 区 A. Aulard, *op. cit.*, t. 4, p. 418, Piques 区 B. N. Lb<sup>o</sup> 2047, pp. 1-3, Br. M. F. 617-18-19 (8), Bondy 区 Braesch, *op. cit.*, p. 1093.
- ⑦ A. D. S. VD\* 915-917.
- ⑧ *Ancien Moui.*, t. 7, p. 71. 合法的ルンペンとは別に全区代表を同一地点に糾合せんとする中央委員会設立の動きとして、一七九一年

にあっては立法議会の区活動への抑制措置に對抗する反革命監視と、主要当局者への伝達業務を目的とする反革命監視の二つがあつた。

- ⑨ *Annuaire* Lombards 区例 A. S. VD\* 639.
- ⑩ E. Mellié, *op. cit.*, pp. 108-133.
- ⑪ Graviillers 区 A. P. P. A/A 266, d. 114, Pantheon-Français 区 Braesch, pp. 714-715, Lombards B. H. V. P. B. 10065, Section des Lombards, Sans-culottes 区 Br. M. F. 620-1, 2.
- ⑫ この好例としては、食料投機問題の討議をめぐり全区代表が送られてつづなりの合同請願を起草したことを不満とし委員の召還を求めたルンペン区例 A. P. P. A/A 266 d. 212. (92. 12. 30) があつた。
- ⑬ 総合監視委員会代表を宛てた「ルンペン」Bonconseil Graviillers 区例の「ボジ」 Arcis, Cité, Observatoire, Thullerie 区が確認である。すなわち A. P. P. A/A 266, d. 10. この委員会が成立前「ルンペン兵代表から」「謀反の意志をもち国民公会の法令に代つて代さうとする」追放委員会と敵視されたが、連盟兵の宣誓式の直後に行われた連合集会の席でルンペン区などの戦闘的ルンペンは「われら抗弁」の言を撤回させた。
- ⑭ *Archives Parlementaires*, t. 62, pp. 32-33, Arcis 区総会討議録 A/A 266, d. 10.
- ⑮ *Archives Parlementaires*, t. 60, pp. 172-173. 法務省局員からのガラーあつた情報である。
- ⑯ *Archives Parlementaires*, t. 59, p. 616
- ⑰ B. N. Lb<sup>o</sup> 3277 une pièce. 一月十六日には国民衛兵隊と連盟兵との共同行進がなされた。また二二日には「ルンペン」図書室の集会で両性友愛協会のメンバーが伝えた国王処刑の報に喝采しモンタニヤールの勇氣と入四県共和国防衛者の友愛的統一が賞讃されている。
- A. Aulard, *op. cit.*, t. 5, 1895, p. 37.

- ⑮ A. Anlard, *ibid.*, t. 4, p. 679. B. N. Lb<sup>4</sup> 5005 une pièce. ⑯ S. ヴェルネと同じ連盟兵議長 Mamin の名が検出される。
- ⑰ Br. M. F. 333-41 pp. 1-3. Butte-des-Moulins 区のように九三年「なご」の九月虐殺の犯人追求の声は根強くあった。B. N. Lb<sup>4</sup> 3095 p. 4. また Halle 区 B. N. Lb<sup>4</sup> 3128 p. 1-3.
- ⑱ ヲルセニエ区選挙人ルーシオンが、九月虐殺の張本人追及令の撤回を公会に入申したのもこの防衛者協会の請願起草委員の資格においてであった。なお、ウォルンヤが当初県衛兵隊の創設を警戒していたことについては A. N. Fr 4775<sup>40</sup>
- ⑳ ローネイは八月十日革命の前夜、ロヌズヴェール議長のもとで総会書記をひとめ皇室費主計官邸の封印業務にあたった。B. N. Lb<sup>4</sup> 487. p. 3. Lb<sup>4</sup> 2064, p. 1. シヤロマンをなほ他の監視委員メンバー名は少くともオーラルの協会議事録にはあらわれない。また個人レムンヤ、Piques 区市民のギヤモンは先月、衛兵隊の危険性を公会に訴えたが十一月二日には連盟兵を自区総会に招請した。
- ㉑ A. N. Fr 4774, dossier Pereyra.

#### 第四章

- ① Bon-Conseil, Graviillers, Arois, Cité, Observatoire, Thullérie, Piques, Bondy, Marseille, Panthéon-Français, Quatre-Nations, Sans-culottes, Poissonnière, Halle-au-Ble 区 の数は当初、県衛兵隊の創設に反対した十三マクシオンをのべ。
- ② Nouveau Plan Routier de la Ville et Faubourg de Paris divisée en 48 Sections (réservé à la Bibliothèque Historique de la Ville de Paris) を参照。
- ③ 四月七日、シロンド派色の濃い国防委員会に代って平原派、バレールの尽力でコンドルセの協力をとりつけた平原派一部山岳派の大連合

の上になつた公安委員会がやま。

- ④ コンドルセはこの危険を早期に察知しパリ市民との接触により「党派の対立に利用される公会警備隊の愚を指摘しはじめていた(十一月十八、二十日)。二月には事態はさらに切迫したものにみえ、『マリ通信』で「共和国の熱意を用いるべきは前線である。……公会警備隊を遣りこんだ県の熱意とは一時的に恐ろされたものと思われる。この軍隊の不便さ、無益さがそれを欲した人びとにも明らかとなつた。……マリでの職務で培われた膨張力をつかつて、フランスの愛国心と勇氣を有益な唯一の場所へより向けなければならない」と述べている。また「これよりさき、かれは十月二十日にはやくも新たな党派対立をまねく県衛兵隊の召集に懸念を示しはじめた」。L. Cahen, *Condorcet et la Révolution française* op. cit., pp. 452-453, pp. 498-499. ただしコンドルセが立法権力でなく行政権力の武力保持の必要性を強調したことは *Ibid.*, p. 500. *Oeuvres de Condorcet*, p. 536.
- ⑤ *Archives Parlementaires*, t. 53, p. 345.
- ⑥ *Ibid.*, t. 60, p. 164. イヌナール、ヴェルニョーにとっては蜂起委員会の存在そのものが国民公会への挑戦をみした。
- ⑦ *Ibid.*, t. 60, p. 123-124; t. 61, p. 548.
- ⑧ B. H. Y. P. B. 10065, t. 2. Discours improuvés du Citoyen Max Isnard, pp. 7-12. 同じ声明文は「王政を廃す、敵将ブリアンソニヤクをマンヌーニエから追い払い、ブルギーを征服したひとびと」「占領活動の間にも疲れをしらぬデュムリエ……」との文句がみられる。
- ⑨ フランス革命の現実過程に照応した国民代表制の概念について。国民代表制とは、主権者を世襲的絶対君主や身分制的受託者でなく、国民法的共同体の構成者の総体」と定め、たうえて、その構成者の全員が立法集会に参加できないとする技術的観点から採用される代表制度の

ことである。この国民代表制といわゆる代議主義とを区別しなければならぬ。代議主義とは、「主権者国民」が対特権身分の次元から反転して国民内部の次元でとらえかえされ、代表者の選挙民にたいする自律的権能が主張され客観的にはブルジョワジーに政治的地位を保障するものである。シロンド派もまたフヤン・ジャロバンと同様に国民代表制をふまえてはいたが、九三年段階では実質上、代議主義を持つに至っていた。議員の意見の自由、議員身分の不可侵をとくロンドルセの代議親やバリ・セクシヨンの議員名連要求にたいするジャソソネの四月二十日の返答をみよ。Oeuvres de Condorcet, t. 10, pp. 583-585. M. Lheritier, *Les Girondins, Les grands ordres né-publicains*, p. 207. サン・キョロント的な直接民主制と対立する概念はこの代議制であつて、ヴァルレすらも其向から国民代表制を否定したわけではない。Varlet, *Voeux formés par des français libres*, Lbse 10728, pp. 1-8. 井上すゞ氏のようにシロندانを直接民主制へのより忠実な党派とみなすのは即断にすぎよう。こうした考え方からは過激派とシロンド派の政治的対立の本質がつかみだせない。要するに、杉原泰雄氏の主権概念を根底的に批判しえず、その二重性をつかみだしえなかったことから生じた混乱であると思われる。「代表」制が「命令的委任」と対立概念で用いられている場合でも、これを代議主義的代表と解して広義の代表制とは区別すべきである。またフヤンとジャロバンの代表制観念の相違をたんに制度型・常態型と情況対応型にわけるのも代議主義と強制委託理念という両者のより本質的な相違をのみがしてしまつたため賛成できない。ジャロバンが、サン・キョロント的な強制委託論に徹しなかったのは、人民の全体性なる觀念への固執からである。井上すゞ前掲書二二八—一三八頁、前掲拙稿「ジャロバン国家論」一七一—一七二頁。

⑩ *Archives Parlementaires*, t. 60, p. 170.

⑪ *Ibid.*, t. 60, p. 173 「Halle-aux-Ble 区義勇兵の群に混つていた悪意の者がこのうえなくみっともない動議を出したがメンバーのだれひとりこの無秩序の行為に加わる者はいないことを誇示するため会議を続行した」。

⑫ A. Aulard, *op. cit.*, t. 5, pp. 88-86.

⑬ *Archives Parlementaires*, t. 60, p. 126, p. 167. 三月十二日のヴァルレのジャロバン協会での演説(前出)は「ここはコロドリチ・クラブでない」との多数メンバーの怒声をあひたという。Poissennière 区諸頭の基礎となつた同区総会決議は「A. N. C. 248-C 11-376, 28.

⑭ B. N. Lbse 745. Rapport fait à la Société des Amis de la Liberté sur les nombreuses accusations à porter contre l'ex-ministre Roland, p. 7, p. 20, p. 30. 三月十日時点においてもなお県衛兵隊創設という過去の事実を責める声がロヌスボエールからきかれる。かれはロヌール・ランデの革命裁判所設置案をうけて、同軍隊の創設者を処罰する裁判規約を求めている。Archives Parlementaires t. 59, p. 92.

⑮ A. Aulard, *op. cit.*, t. 5, p. 86.

⑯ ロヌスボエールの同様の発言。陸軍省の再組織を要求したにもかかわらず、まぎかえしたシロンド派の手で葬られたことを指し、「ジャロバンと諸クラブでの無思慮な演説〔ヴァルレのそれ〕を逆用して謀略の徒がよき法令を奪いとつてしまった。このとき以来、山岳派の愛国者たちは地歩をすっかり失ひ、穏健派ともが陰謀者と共通の主張をなされた」*Ibid.*, t. 5, p. 82.

⑰ *Ibid.*, t. 5, p. 89.

⑱ *Ibid.*, t. 5, pp. 86-87.

⑲ *Ibid.*, t. 5, p. 82.

⑳ E. Charavay, *L'Assemblée électorale*, t. 3 1905, pp. 422-423. ロヌスボエールとロヌールの精神的関係については Oeuvres de Ro-

Bespiere, op. cit., t. 9, pp. 472-473.

第五章

—

- ① E. Charavay, t. 3 *op. cit.*, p. 427.
- ② A. N. AFIV 1470 三月十六—十七日 2° dossier 「ジャコブンの無関心は一七八九年十月五—六日の婦人たちのエネルギーによつてとつかえらざればならぬ」。
- ③ A. S. V. D\* 1025. 井上すゑ前掲書一五三頁。五月二四日にはヴァルンは國民公会またシロン派議員撲滅を叫んだかどで同派の十二人委員会によつて逮捕されたが、コルドリエ協会の圧力と山岳派の要求により釈放された。

- A. N. F<sup>7</sup> 4775<sup>49</sup>. B. H. V. P. 10065 Section des Droits de l'Homme p. 3. #427 Lb<sup>9</sup> 2386 une pièce (ナポレオン協会議決)
- ④ B. H. V. P. 10065. Extrait d'un discours prononcé en Société populaire de la Section des Droits de l'Homme et du rapport fait en l'Assemblée Générale de la Section p. 5 (1793. 10. 3) ナポレオン系分子と協議員のマンノンラマツギヤ。
- ⑤ A. N. BB<sup>80</sup> une pièce d'un carton (5. 31)。チマキヤの Répertoire その他の著作物に於て五月三—六月二日の事件の分析を説きたと題される井上すゑ氏の活字はコルドリエ諸事案がすべてをひかひかしく記述して居る。
- ⑥ A. N. BB<sup>80</sup> (6. 4) Le citoyen Varlet lit quelques articles préliminaires aux chefs d'accusation contre la faction liberticide...  
⑦ シヤナン・ネー *Monit. Univ.*, t. 7, pp. 661-662. ルタノーネ A. N. F<sup>7</sup> 4774<sup>9</sup> (3) Carrière politique; A. N. BB<sup>80</sup>, BB<sup>81</sup>.
- ⑧ B. N. Lb<sup>9</sup> 10728. Voeux formés pp. 6-8. 1/2 はかれが所属する

Roi-de-Sciclie 区 (646) Droits de l'Homme 区) 名や他の四七区に回送された。かれはこの請願を「祖国の祭壇で署名され、國民議會にたいして追索されたサン・キエロットの請願」とよんだ。A. N. F<sup>7</sup> 4775<sup>49</sup>.

子連会の召集をヴァルンは人権宣言第一条「人間の生来の自由と平等の権利」および第六条「法形成への全市民の参加」のうえに根拠づけている。前掲拙稿「ジャコブン國家論」一七一—一七二頁を比較参照。これに關係して、井上すゑ氏のようにヴァルンのセクション政治を旧制度以来のフランス的伝統である団体の委託理念の復活とみなすには留保を要する。同氏「ジャコブン独裁の政治構造」『國家學會雜誌』八二卷三一四号四・一頁。

- ⑥ B. N. Lb<sup>9</sup> 109. Projet d'un mandataire special et impératif adressé aux commentants à la Convention Nationale pp. 4-6.
  - ⑦ Jean Varlet, Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social, 1793, réimp. 1967. (一)行動の自由 (十二条) 個人の自由 (十三条) (二)土地所有の権利における貧窮者の自由・安全 (十七条) (三)社会契約における公職者の項 (二六・二七・二八条 参照。p. 16, p. 18, p. 21.
  - ⑧ Ibid., p. 14. それぞれ「第一・三・四項。なお第八項には、「國家の中から集團としてとりだされた市民が、欲するときに社会契約を再審・改作・修正・変更すること」がうたわれている。p. 15.
  - ⑨ Ibid., pp. 19-20.
  - ⑩ Ibid., p. 21. 二八・二九条
  - ⑪ Ibid., pp. 20-21. 二三条
  - ⑫ Oeuvres de Robespierre, t. 9 pp. 415-416.
- ヴァルンの人権宣言案二四条には「一般意志は諸区をうけて主権者集會に集った市民が発する部分的要望をせしめて、比較し、収集す

をたつておぼつちのみ知られる」といふこと。p. 21. 井上正十「シヤ  
ン・ン独裁の政治構造」『国家学会雑誌』八二卷三、四号四〇一四一  
頁。前掲論文四〇一四一頁参照。

① A. P. P. A/A 266 d. 113. 山岳派議員をむねられた例だつてき  
る。p. 12-15.

② Br. M. F. 617. 18. 19 (21) p. 3.

③ Droits-de-l'Homme 区由寄の B. N. Lp<sup>o</sup> 1792 p. Gravi-  
liers 区 A. P. P. A/A 266 d. 87-88. せび' 撤回の事案は A. N.  
C. 252 n<sup>o</sup> 443. *Archives Parlementaires*, t. 61 p. 125. *Mont Vntu*,  
t. 7 p. 416.

④ B. H. V. P. 104095. Section des Droits de l'homme, pp. 1-3.  
五月二十日の総会議事録。ウマンデー出征兵の救援をめぐって富裕者  
強制課税に反対する市民の迫りおとしをはかった。

⑤ B. N. Lp<sup>o</sup> 2278 Plan d'une nouvelle organisation de la Société-  
mère des amis de la Constitution suivie de la religion ou phi-  
losophie p. 15, p. 23.

⑥ A. Aulard, *op. cit.*, t. 5 p. 85. かねたのとき市総評議会をもち  
かかっていたところである。すなわち、ホルドリエ・クランから市門閉  
鎖の要求が市当局者によってしりぞけられたことを不満とし、「い  
つかのグルーンの中にはデュームリエの弁護者がいてこの將軍の謀反  
を曝露せんとする勇敢な人々の自由を敢えておかせうとしてゐる」と  
いふこと。

⑦ *Projet d'un mandataire...*, *op. cit.*, pp. 3-4.

II

⑧ シンシオンはちる十月二〇日、県衛兵隊の創設によって國民公會議  
員が压制者の地位につくことを憂い、議会在軍隊に依らず人民の信頼  
を武器とすることをすすめ、戒嚴令の撤廃をシロント派からかちえた。

⑨ *op. cit.* Lp<sup>o</sup> 585 pp. 1-8.

⑩ B. N. Lp<sup>o</sup> 213 pp. 2-3. また五月二日の場末サントトワース三区  
の合同請願でも、食料危機の解決なきときは蜂起を」と述べた数日前  
の意志を否定した。B. N. Lp<sup>o</sup> 2984 pp. 7-8.

⑪ A. N. BB<sup>o</sup> Section et Comité des Quinze-Vingts.

⑫ Théâtre-Français 区例 B. H. V. P. 104095 Section du Théâtre-  
Français pp. 2-3 (1792. 12. 16) Croix-Rouge 区 Piques 区 Br.  
M. F\* 12-15 pp. 2-4.

⑬ 場末地域と中部地域の「社会職業上の差異については前掲拙稿「サ  
ン・キュロット運動とその理念」西洋史学七六号四四一四六頁。兩地  
域の地形的・人口的な比較対照は、別稿にゆずることとした。

⑭

① 「議会主権」というのは、シヤン派的な狭義の國民主権やシヤコン  
的な人民主権と同一のレベルでの主権概念ではないが、議会に民衆  
とどう政治上の構図のなかであくまで国政の最高意志を男子普通選挙  
制にもとずいて選ばれた議会に求めるシロント派の政治理論を総称し  
たものである。同派が革命初期の人民主権的発想から國民主権的なも  
のに変貌したことについては、杉原泰雄前掲書二九〇—二九四頁。

② L. Cahen, *op. cit.*, pp. 443-444.

③ 柴田氏はサン・キュロット運動がせいぜい議会にたいし外部から働  
きかけるにすぎずそれに代って政権を担う性格のものでなかったこと  
に注意をうながしている。この論点は、ロンスビエール独裁の性格す  
けとならんで革命のブルジョア性が究極的には貫徹したとする「ブル  
ジョワ主権論」の一論拠となっているが、柴田氏が蜂起の理念（「平  
和的蜂起」としておさえているのは本稿でいう、場末型運動のそれにす  
ぎない。柴田前掲書四六一—五八頁。サン・キュロットの側からの衝撃

力は議会の不安の根源であり、主導権の交代をもたらすほどのものでもあった。

- ④ ジャマ・ヌーの教育活動について E. Charavay, *op. cit.*, t. 2 pp. 344-346 (93. 2. 10) またマンダラ A. S. 4AZ 698 (93. 1. 30) A. P. P. A/A 266 d. 86 (2) (93. 4. 7).  
⑤ A. P. P. A/A 266 d. 87-88.  
⑥ またエロ・エ・ロム区にたがも、四月四日に委員を任命したことをいふ Bp<sup>o</sup> 1792 p. 3.

⑦ B. N. Lb<sup>o</sup> 746 pp. 2-3.

⑧ *Oeuvres de Robespierre* *op. cit.*, t. 9 p. 348 p. 358.

両者の対立が決定的となるのはいわゆる恐怖政治の成立期であるが、サン・キエロット自身が強く要求した革命軍の設置にみられること、ジャコモンとサン・キエロットの複線軌道はなお重合しながら進んでいるのであって、前者の後者にたいする統制面のみを強調するのはあやまっています。

(富山大学文理学部助教授)

# La Insurrection au 9 Mars 1793 et les Enragés

par

A. Okamoto

Il y eut à Paris une tentative insurrectionnelle aux 9-10 mars, dont on remarque le caractère contre-girondin ainsi que déjacobinisé. Ce fut une suite des mouvements Sans-culottes depuis l'automne 1792, qui cherchaient s'unir au groupe des Fédérés, enlevés à son origine par députés girondins afin de mettre en garde de la Convention nationale.

Ce que distingue, c'est que Jean Varlet, un des Enragés prend part important à cet événement à côté des Jacobins, qui eut, de leur part, pris une initiative de rapprocher les Sans-culottes parisiens vers les Fédérés, se consolidant avec ceux-là au dessus de cadre de Section.

Ailleurs cette insurrection ne fut pas supportée par ceux des deux Faubourgs, qui étaient plutôt pro-jacobins, ce qui en explique une cause de son échec. Or, elle fit un commencement des grands mouvements complexes qui le succèdent, s'unissent définitivement en révolution le 31 mai-2 juin.